

令和
4年度

経営所得安定対策等の推進

岡山市地域農業再生協議会



1. はじめに

経営所得安定対策等では、食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る**水田活用の直接支払交付金**を実施しています。また、担い手農家の経営の安定に資するよう、**ゲタ対策・ナラシ対策**を実施しています。

米・麦・大豆等について、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、対策に加入しましょう。

2. おしらせ

平成30年産から、米の直接支払交付金や行政による生産数量目標の配分が廃止となりました。しかしながら、米の国内需要量が年々減少していることを踏まえると、需給に応じた米の生産は今後とも必要であり、また、米だけでなく麦大豆や高収益園芸作物もバランスよく生産していくことが、安定的な水田農業の持続につながります。このことから、岡山市地域農業再生協議会では、農業者に分かり易く、需給見通し等をお伝えするため、「岡山市の生産量の目安(参考値)」等を国、岡山県農業再生協議会から提示のあった情報をもとに算定しています。

(1) 令和4年産主食用米の生産量の目安

区分	岡山市	岡山県	全国
生産量(対前年比)	34,777.550 t(97.4%)	142,505 t(97.4%)	675万 t(97.4%)

※全国：「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より 令和3年11月19日 農林水産省公表

※岡山県：国の需給見通しである675万トンに基づき岡山県農業再生協議会が算定 令和3年12月24日提示

※岡山市：岡山県農業再生協議会が令和3年産の生産量の目安に対前年度比を用いて算出 令和3年12月3日通知

(2) 農業者別生産の目安率

区分	主食用米	転作作物
目安率	52.9%	47.1%

算定根拠：

岡山県農業再生協議会から提示された岡山市の令和4年産用米単収(542kg/10a)を基に、地域の実情に応じて22地区ごとに単収を設定し、岡山市全体の生産可能数量を算定。(1)で算出された岡山市の生産量の目安/岡山市全体の生産可能数量により目安率を算出。

3. 経営所得安定対策等

◎ 交付申請書・営農計画書等の提出が必要です。

水田活用の直接支払交付金	水田での麦、大豆、飼料用米等の作物の生産を支援する事により、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります
戦略作物助成	水田での麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米の生産を支援します
水田農業高収益化推進助成	県・市が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します
産地交付金	地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、県や協議会が設定した作物への取組等を支援します
畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物(麦、大豆、そば、なたね)に対する交付金(ビール用等麦、黒大豆、種子用は除く)
収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	主食用米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合にその差額の9割を補てん

(1) 水田活用の直接支払交付金

※ 支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農です。



交付対象は水田の水張面積へ作付けされたものに限り
ます。なお、水田であっても、交付対象から除かれることが
あります。

<対象外となる例>

- ・ けい畔等のたん水設備がない農地
- ・ 必要な用水を供給できる設備のない農地など

① 戦略作物助成

交付対象作物	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米		
加入要件	実需者と出荷・販売契約等を締結し、出荷・販売すること		
交付要件	数量払による助成については、農産物検査機関による検査において合格又は3等以上に格付けされたものであり、数量の確認を受けていること		
必要書類	麦・大豆	播種前契約書又は販売(直売所等での販売)計画書、販売伝票の写し等	
	飼料作物	利用供給協定書又は自家利用計画書、作業日誌、販売伝票の写し等	
	加工用米	加工用米取組計画認定申請書 (6月30日までに中国四国農政局へ提出)	
	WCS用稲 飼料用米 米粉用米	新規需要米取組計画書 (6月30日までに中国四国農政局へ提出)	
交付単価	麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a(多年生牧草について、収穫のみを行う年は10,000円/10a)	
	WCS用稲	80,000円/10a	
	加工用米	20,000円/10a	
	飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000~105,000円/10a	

② 水田農業高収益化推進助成

対象作物名等	交付要件等	交付単価(上限)
① 高収益作物定着促進支援 ② 高収益作物畑地化支援 ③ 子実用とうもろこし支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②はセットでの支援(畑地化等の要件あり) ・ ①、②、③の支援をご希望される場合はご相談ください。 ※加工・業務用野菜等の場合は、①30,000円/10a(×5年間) ※高収益作物以外の転換作物の場合は、②105,000円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ① 20,000円/10a (×5年間)※ ② 175,000円/10a※ ③ 10,000円/10a

③ 産地交付金

◆ 地域の取組に応じた国からの追加配分枠

対象作物名等	交付要件等	交付単価(上限)
対象作物作付助成 <対象作物> ① そば、なたね ② 新市場開拓用米 ③ 地力増進作物	<ul style="list-style-type: none"> ① 基幹作のみ、当該年度の販売実績があるもの、実需者等と販売契約を締結していること ② 基幹作のみ、新規需要米取組計画書を中国四国農政局に提出し認定を受けていること ③ 基幹作のみ、有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組 	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約助成 新市場開拓用米 (3年以上の新規契約によるもの)	基幹作のみ 新規需要米取組計画書を中国四国農政局に提出し認定を受けること	10,000円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約助成 飼料用米・米粉用米 (令和2年・3年からの継続のみ)	基幹作のみ 新規需要米取組計画書を中国四国農政局に提出し認定を受けること	6,000円/10a

※ 複数年契約助成については、3年以上の契約が要件となりますが、3年間の継続交付が約束されているものではありません。

◆岡山市で振興するもの

(現在、調整中であり、以下の内容は単価も含め変更する場合があります。)
(実績等の少ない品目は、翌年度より廃止する場合があります。)

対象作物名等	交付要件等	予定交付単価(上限)
指定産地等野菜作付助成 ・葉茎菜類 キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、はくさい、カリフラワー、ブロッコリー ・果菜類 きゅうり、なす、ピーマン、かぼちゃ ・根菜類 だいこん、にんじん、れんこん	基幹作のみ 当該年度の販売実績があるもの	16,000円/10a
地域重点作物(野菜、果樹、花き)作付助成 ・野菜類 いちご、メロン、アスパラガス、みずな、こまつな、えんどう、エンダイブ、セリ、パセリ、パクチー、やまのいも ・果樹類(新植から3年間限定) もも、ぶどう、レモン、かき、いちじく ・花き類 菊、ブプレウラム、しきみ ・加工用青刈り稲(前年度実績のある人のみ) ※R5年度までに取組実績のない場合や、取組者が3人未満であった場合、助成対象から削除させていただく可能性がございます。	基幹作のみ 当該年度の販売実績があるもの	15,000円/10a
地産地消作物助成 ・野菜類 トマト、スイートコーン、そらまめ、えだまめ、チンゲンサイ、リーキ、ばれいしょ、さといも、かんしょ、にんにく、オクラ、ごぼう、いんげん、すいか、シソ、シュンギク、グリーンピース、ゴーヤ、ズッキーニ、かぶ、ミツバ、ターサイ、まくわうり、かんびょう、冬瓜、ニラ、しろうり、こんにゃく、マコモタケ、アイスプラント ・果樹類(新植から3年間限定) うめ、桑 ・花き類 ユリ、バラ、ラン、洋蘭、ヒマワリ ・雑穀 小豆、ハトムギ、キビ、ささげ豆、エゴマ ・豆類 落花生 ※R5年度までに取組実績のない場合や、取組者が3人未満であった場合、助成対象から削除させていただく可能性がございます。	基幹作のみ 当該年度の販売実績があるもの ・対象農家 転作物※の作付面積の合計が5a以上の農業者 ※転作物とは水田活用の直接支払交付金の対象作物で、米、戦略作物助成の対象作物以外のもの	7,000円/10a
二毛作助成 ・対象作物 麦、大豆、飼料作物、加工用米、新市場開拓用米 ・対象となる組み合わせ 主食用米と対象作物又は戦略作物助成と対象作物	左欄のいずれかの二毛作 当該年度の販売実績があるもの	10,000円～ 15,000円/10a
大規模農家助成 麦(作付面積が1ha以上) 大豆(作付面積が1ha以上)	基幹作・二毛作 戦略作物助成の交付要件を満たしていること	2,000円/10a

◆岡山県で振興するもの

対象作物名等	要件等	予定交付単価
飼料用米 (作付面積が1ha以上)	「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農」、「人・農地プランに位置付けられた地域の中心体となる経営体」のいずれかであること	4,000円~7,500円/10a (目安)
耕畜連携助成	下記のいずれかに取組んでいること ①わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用(生産性向上の取組みが必要) ②粗飼料生産水田での放牧 ③粗飼料生産水田への堆肥の散布(資源循環)	6,500円/10a(目安)

※国の予算配分で減額されます。

◆産地交付金交付申請にあたっての必要書類

作物名等	必要書類の詳細等
野菜・花き類	販売伝票の写し等
加工用青刈り稲	販売伝票の写し等 (国の認定を受けたもの以外は対象外)
果樹類	作業日誌、販売伝票の写し等
そば、なたね	播種前契約書の写し又は自家加工販売(直売所での販売)計画書、販売伝票の写し等
耕畜連携助成(わら利用)	利用供給協定書の写し又は自家利用計画書、作業日誌、販売伝票の写し、生産性向上の取組みを行なったことがわかる書類等 (利用供給協定書の写し及び自家利用計画書は6月30日までに提出)
耕畜連携助成(水田放牧)	利用供給協定書の写し又は自家利用計画書、作業日誌、販売伝票の写し等 (利用供給協定書の写し及び自家利用計画書は6月30日までに提出)
耕畜連携助成(資源循環)	利用供給協定書の写し、作業日誌、堆肥の散布量が明確に確認できる資料等 (利用供給協定書の写しは6月30日までに提出)



・水田活用の直接支払交付金の交付を受けるには、生産した対象作物を出荷・販売することが要件であり、上記に記載されている書類の提出が必要です。
・なお、販売伝票の写し等の提出書類及び期限については、交付金申請の方には改めて秋頃ご案内差し上げます。

令和元年度水田活用の直接支払交付金を申請し、不作付けが続いている水田をお持ちの方について

令和元年度に水田活用の直接支払交付金を申請し、令和元年~令和3年の3年間作付けなし(調整水田、自己保全管理等)の場合、令和4年度も作付けがなければ、当該農地は**令和4年度以降は交付対象農地から除外されます**ので、お気をつけください。

今年度作付け(自家用でも可)がなければ交付対象農地から除外されてしまう水田は、「営農計画書」の右端の「備考欄」に「※下記注意欄参照」と記載されています。

ただし、

- ・人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地として位置付けられたもの
- ・農地中間管理権が設定されたもの
- ・育苗ハウス、鳥獣害防止の緩衝帯など、現在の利用形態を当面維持する必要があると中国四国農政局長が認めたもの

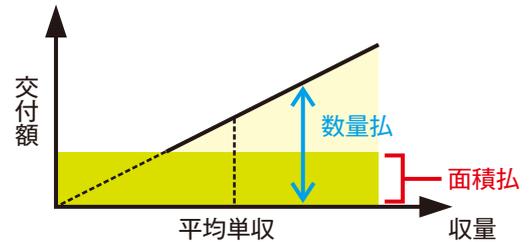
については、交付対象水田として維持できます。

注意

制度の見直しにより、令和4年~令和8年の今後5年間で一度も水張り(水稲作付)が行われない農地も**令和9年度以降交付対象農地から除外されます**ので、ブロックローテーションなどを計画的にご検討ください。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

交付対象者	認定農業者・集落営農・認定新規就農者(規模要件はありません)	
支払方法	生産量と品質に応じて交付する「数量払」を基本としています。 当年産の作付面積に応じて交付する「面積払」は「数量払」の先払いとして支払われます。	
交付対象作物	麦、大豆、そば、なたね ※ビール用等麦、黒大豆、種子用は対象外	
数量払交付単価 (全国一律)	全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分に相当する金額で、品質に応じた単価になります。 ※面積払を受けた方には、その交付額を控除した額となります。	
面積払交付単価	麦、大豆、なたね	20,000円/10a
	そば	13,000円/10a



(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

交付対象者	認定農業者・集落営農・認定新規就農者(規模要件はありません)	
交付対象作物	主食用米【注】、麦、大豆 ※ビール用等麦、黒大豆、種子用は対象外	
加入要件	対策加入者はあらかじめ一定額を積み立てることが必要です。	
補てん額	当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。	



※ゲタ対策、ナラシ対策に加入するためには、令和4年6月30日の加入申請時までには認定農業者、集落営農、認定新規就農者になる必要があります。

※ゲタ・ナラシ対策は、出荷・販売契約書及び検査等級・販売数量が分かる書類が必要です。

【注】制度の見直しにより、令和4年産の主食用米で申請する際も、6月30日までに出荷契約又は販売契約を結ぶか、前年実績を基に販売計画を作成していただくようになりました。

認定農業者になるためには・・・

★自らの農業の5年後の目標や、その達成に向けた取り組み等を内容とする「農業経営改善計画認定申請書」を期限までに作成し、岡山市の認定を受けることが必要です。

★認定基準は、

- ①岡山市の基本構想に照らして適切なものであること。
- ②計画の達成される見込みのあるもの。
- ③計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。



★令和2年度4月以降申請分から農業経営を営む区域が市町村の区域を越えない場合は従来どおり市町村長、複数市町村にまたがる場合で単一県の区域内は県知事、複数県にまたがる場合で単一農政局の場合は農政局長、複数農政局にまたがる場合は農林水産大臣が認定するように変更となります。

★ゲタ対策、ナラシ対策へ加入するために、令和4年6月末までに認定農業者の認定を受けようとする方は、**認定申請書を5月中旬までに提出**してください。

※新規に認定を受けようとする方の場合は、4月末日までに提出してください。

営農計画書の記入・提出にあたっての注意事項

- ① **令和4年度営農計画書** 水稻共済細目書異動申告票兼生産調整方針参加意向確認書は**2部**配布します。
(提出用)記入のうえ提出
(農家用)控えとしてください。
- ② 経営所得安定対策等に参加し、交付金の受け取りを希望される方は、同時に配布される「経営所得安定対策等交付金交付申請書」を必ず「営農計画書」と一緒に提出してください。
- ③ 営農計画書上部の「参加する生産調整方針作成者」欄は、水稻の作付けをしていない方も必ずいずれか1つに○をしてください。
- ④ 共済に加入される場合は、営農計画書の名義と共済加入の名義を統一してください。
また、住所・氏名等に変更がある場合には、二本線で消した後、書き足す方法で、必ず訂正してください。
※農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している(受給することとなった)方は、原則経営所得安定対策等の申請はできませんので、**移譲先の名義で申請する必要があります。**
- ⑤ ア) 営農計画書の「令和4年度計画」欄は、記入例を参考にして、昨年の作付内容を変更する場合にのみ記入してください。
変更がない農地については、作付けの記入の必要はありません。
イ) 二毛作の場合は必ず「二毛作実施計画」欄に作付面積と作物名を記入してください。
◎記入がない場合は、二毛作助成を受けることができなくなります。
ウ) 「栽培目的」の欄には、すべての作物について「自家用」か「販売」のどちらかを○で囲んでください。
エ) 「その他野菜・果樹・花き・豆類等」の記述では、交付対象作物として認められません。
生産出荷する作物名を具体的に記入してください。
オ) 地目が畑の場合は、畑区分の欄に必ず○をしてください。
- ⑥ 営農計画書に記載する面積は、全てa(アール)単位とし、小数点第2位まで記入してください。
ただし、全ての交付金の交付対象面積は、作物毎に1a未満切り捨てで計算します。
- ⑦ 「水稻作付面積」「転作等面積」は、**実際に作物を作付けする面積を記入してください。**
施設園芸で作付けされる作物は、**生産に用いる施設(ハウス)の面積を記入してください。**

内容をご確認の上、
早めの提出をお願いします。



情報提供

農林水産省のホームページで、米に関する情報を見ることができます。

★米に関するマンスリーレポート

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

★米をめぐる参考資料

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/kome_siryu.html